



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月26日(金) 第10029号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
<b>公 告</b>	
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請(農業構造政策課)	2
○令和5年度群馬県立農林大学校入校試験の実施(同)	3
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	5
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	5
○監査結果に基づく措置状況	9
<b>病院事業告示</b>	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(経営戦略課)	11
<b>入札公告</b>	
○一般競争入札の実施(病院局経営戦略課)	11
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(がんセンター)	14

**■ 告 示**

◎群馬県告示第205号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 渋川市及び北群馬郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和4年10月4日	午前10時～午後3時	榛東村南部コミュニティセンター
令和4年10月6日	午前10時～午後3時	吉岡町役場車庫棟
令和4年10月7日	午前10時～正午	吉岡町役場車庫棟
令和4年10月11日	午前10時～午後3時	渋川市小野上行政センター
令和4年10月13日	午前10時～午後3時	渋川市伊香保公民館
令和4年10月14日	午前10時～午後3時	渋川市子持公民館
令和4年10月17日	午前10時～午後3時	渋川市赤城公民館
令和4年10月18日	午前10時～午後3時	渋川市北橋行政センター
令和4年10月20日	午前10時～午後3時	渋川市金島ふれあいセンター
令和4年10月26日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和4年10月27日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和4年10月31日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

**■ 公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請に係る農地の所在等

--	--	--

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
館林市傍示塚町悪途331番	畑	915	(亡) 谷津善美

## 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。(施設園芸)

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年12月1日	令和14年11月30日まで (10年)	65,880円 (年額7,200円/10a)

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和4年9月9日

## (2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年群馬県規則第14号)第9条第5項の規定により、令和5年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

令和4年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 農林部学生募集(農業経営学科社会人コースを除く。)

- (1) 募集人員 95人(農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース15人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人)。

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80%程度、一般入校試験によるものを20%程度とする。

- (2) 修業年限 2年(1年生は全寮制、2年生は原則として通学制)

- (3) 入校資格

## ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和5年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦する者とし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦する者とする。

## イ 一般入校試験(前期・後期)

学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学の入学資格(以下「大学入学資格」という。)を有する者又は令和5年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

## (4) 試験科目

## ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

## イ 一般入校試験(前期・後期)

(ア) 学科試験 国語及び数学Ⅰ(国語は「国語総合(古典(古文・漢文)を除く。)」を出題範囲とする。)

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

## 2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

(1) 募集人員 5人(野菜専攻3人、花き・果樹専攻2人)

(2) 修業年限 1年(通学制)

(3) 入校資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

## (4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

## 3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校(〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005)へ持参又は郵送で提出すること。

## (2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験(農業経営学科社会人コースを除く。) 令和4年10月3日(月)から同月14日(金)まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験(前期) 令和4年11月16日(水)から同月24日(木)まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 一般入校試験(後期) 令和5年1月11日(水)から同月26日(木)まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験(前期)で募集人員に達したコースについては、一般入校試験(後期)を実施しない。各コースの一般入校試験(後期)の実施の有無については、令和4年12月20日(火)以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和4年10月28日(金)

イ 一般入校試験(前期) 令和4年12月 3日(土)

ウ 一般入校試験(後期) 令和5年 2月 3日(金)

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和4年11月15日(火)

イ 一般入校試験(前期) 令和4年12月20日(火)

ウ 一般入校試験(後期) 令和5年 2月17日(金)

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ(<http://www.gunma-iaf.ac.jp/>)にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円(群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。)

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係(高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244)、各農業事務所(普及指導課、地区農業指導センター及び家畜保健衛生課)並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

## ■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第57号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年8月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「ベテスタホーム白井城 同 白井582-2」を「ベテスタホーム白井城 同  
住宅型有料老人ホームほくもう 同

白井582-2  
渋川908-22」に改める。

## ■ 監査委員公告

◎監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年8月26日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで）  
 令和3年度会計（令和3年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等29機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨ののっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和4年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中部農業事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋土木事務所 (令和4年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和4年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和4年5月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和4年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部環境森林事務所 (令和4年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和4年7月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった
高崎土木事務所 (令和4年6月29日)	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、道路維持管理補修業務の積算及び証紙消印実績報告に当たり、次のとおり、誤りがあった。</p> <p>(1) 群馬県県土整備部が行う維持補修等作業にかかる費用の積算は、「積算基準(管内一円工事の積算方法の改定)について(令和2年3月31日)」により算出することとされており、人工及び機械経費の運転時間を半日(0.5人工、4時間)単位で計上することとされている。</p> <p>当該機関が発注した道路維持管理補修業務の積算において、人工及び機械経費を半日(0.5人工、4時間)単位で計上すべきところ、時間単位で計上していたため、2箇所の維持補修工事の工事価格が420,000円及び220,000円の過小積算、1箇所の維持補修業務委託の業務価格が180,000円の過小積算となっていた。</p> <p>(2) 群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県証紙が貼付された火薬類譲渡許可申請書のうち、令和4年2月8日分について証紙消印実績簿に記載していなかった。</p> <p>その結果、誤った証紙消印実績簿に基づき、証紙消印実績簿報告を作成し主務課に提出していたため、県の一般会計の歳入が事務調査日(令和4年5月12日)現在までに、1,200円過小になっていた。</p>
安中土木事務所 (令和4年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和4年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和4年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和4年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

富岡土木事務所 (令和4年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
------------------------	------------------------------

## (6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (令和4年7月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和4年7月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和4年7月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田環境森林事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東部環境事務所 (令和4年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和4年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和4年5月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



桐生土木事務所 (令和4年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
------------------------	------------------------------

(10) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東京事務所 (令和4年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
上信自動車道建設事務所 (令和4年5月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった
八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和4年5月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年8月26日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 金井 康夫  
同 安孫子 哲

監 査 対 象 機 関	心臓血管センター
監査結果の公表年月日	令和4年2月25日(群馬県報第9979号)監査公表第4号
監 査 の 結 果	(注意事項) 地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。 当該機関は、予定価格の合計額が238,700円の物品(事務用品)の購入において、同一日に3回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続を行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程等の関係例規に則った事務処理を徹

底するよう職員に周知を行った。今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	がんセンター
監査結果の公表年月日	令和4年2月25日(群馬県報第9979号)監査公表第4号
監査の結果	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和3年4月から5月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに新たに期限を指定して督促状を送付していなかった。
講じた措置	事務調査後は、納付期限までに納付されていない診療費等について、群馬県病院局財務規程に規定された期限までに督促している。 再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。また、医事会計システムの機能を活用して未収金台帳との照合を行い、送付漏れ等がないよう適切な管理を徹底することとした。

監査対象機関	精神医療センター
監査結果の公表年月日	令和4年2月25日(群馬県報第9979号)監査公表第4号
監査の結果	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和2年11月から令和3年9月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付していないものがあつた。 (注意事項) 地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県病院局財務規程第148条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,091,200円(税込)の消防用設備等点検の委託契約について、令和3年6月8日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
講じた措置	事務調査後は、納付期限までに納付されていない診療費等について、群馬県病院局財務規程に規定された期限までに督促している。 再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。 また、委託契約については、再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程等の関係例規に則った随意契約によることができる条件を職員に周知徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制を再確認した。

監査対象機関	小児医療センター
監査結果の公表年月日	令和4年2月25日(群馬県報第9979号)監査公表第4号

監査の結果	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項で、収入調定者は、納入が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和3年4月から9月)までに納付されていない診療費等について、納付期限の属する月の翌月末日までに新たに期限を指定して督促状を送付していなかった。
講じた措置	事務調査後は、納付期限までに納付されていない診療費等について、群馬県病院局財務規程に規定された期限までに督促している。 再発防止を図るため、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。

監査対象機関	渋川工業高等学校
監査結果の公表年月日	令和4年4月8日(群馬県報第9991号) 監査公表第6号
監査の結果	(注意事項) 群馬県が行う工事の積算は、「群馬県建築工事共通費積算基準」(以下「積算基準」という。)及び「群馬県建築工事積算要領」(以下「積算要領」という。)を適用する場合、共通費の算定は、工期を用いて算定式により算出することとされている。 当該機関が発注した空調設備工事の共通費については、「積算基準」及び「積算要領」を適用しており、工期を6.1か月として算定すべきところを、4.0か月として算定していたため、工事価格が660,000円の過小積算となっていた。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係法令に則った事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示(平成25年群馬県病院事業告示第3号)の一部を次のように改正し、令和4年9月1日から施行する。

令和4年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

表小児医療センターの部の羊水検査の項の次に次のように加える。

無侵襲的出生前遺伝学的検査	1回につき 120,000円
コンバインド検査	1回につき 35,000円

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年8月26日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 調達内容

### (1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	794,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 令和4年10月1日(土)から令和5年3月31日(金)まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価(小数第2位まで記載すること。)に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年9月5日(月)までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同月20日(火)午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局経営戦略課へその旨を連絡すること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当：高橋 電話027-226-2713(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和4年8月26日(金)から同年9月7日(水)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和4年9月14日(水)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和4年9月7日(水)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年9月22日(木)午前10時 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月21日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 794,000L

(3) Bidding deadline: September 22th, 2022 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by September 21th, 2022 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年8月26日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線治療システム 一式 (メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本電子応用株式会社 東京都江戸川区東小松川4丁目36番5号
- 5 落札金額 711,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年6月17日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111